

議案第 40 号

東郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

東郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 7 月 1 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

東郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２６年東郷町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１号中「第１４０条の６６第１号ロ(2)」を「第１４０条の６６第１号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

介護保険法施行規則の引用条項を整備すること（第 15 条関係）

3 施行期日

公布の日から施行すること。